

仙台市「食で健康サポート店」推進事業実施要領

(平成 27 年 8 月 28 日健康福祉局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、いきいき市民健康プランを推進し、市民の健康づくりを支援するため、健康的な食生活の環境整備を図る「食で健康サポート店」推進事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「食で健康サポート店」とは、仙台市内の飲食店、食料品（持ち帰り弁当・惣菜等）販売店及び事業所・寮等の給食施設（以下「飲食店等」という。）のうち、次の各号に掲げる取り組みのいずれかを実施し、市民の健康づくりを支援する施設をいう。

(1) 栄養成分表示

代表的な献立について、基本 5 項目（熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質、炭水化物（糖質）及び食塩相当量）のうち、熱量を含む 1 項目以上を表示する。

(2) バランスメニューの提供

主食、主菜、副菜がそろっており、かつ 1 食（1 人分の食事）あたり 650kcal 未満、野菜等（芋類、海藻類、きのこ類を含む）を 100g 以上使用、食塩相当量 3g 未満の要件を満たすメニューを継続的に提供する。

(3) 野菜たっぷりメニューの提供

1 食（1 人分の食事）あたり野菜等（芋類、海藻類、きのこ類を含む）を 120g 以上使用したメニューを継続的に提供する。

(4) 塩エコ（食塩控えめ）メニューの提供

1 食あたり（1 人分の食事）食塩相当量 3g 未満のメニューを継続的に提供する。

(事業の内容)

第 3 条 保健所長は、第 2 条各号のいずれかを実施する飲食店等を「食で健康サポート店」の参加店として登録し、当該参加店と協力して栄養成分表示や健康的な食事（食事バランス、野菜摂取、減塩）について、市民への情報提供を行う。

(募集及び相談等)

第 4 条 「食で健康サポート店」の募集は、各種講習会、関係団体等への働きかけ及び広報等により行う。

2 保健所長は、「食で健康サポート店」に関する飲食店等からの相談に応じ、助言を行う。

(届出)

第 5 条 「食で健康サポート店」に参加を希望する飲食店等は、参加届（様式 1）に表示見本及び原則として栄養価計算表（野菜たっぷりメニューを除く。ただし、栄養成分分析により表示している場合はこれを省略できる。）を添えて保健所長に提出する。

2 保健所長は、前項により届出のあった対象施設について、第 2 条各号に掲げる実施状況を確認する。

3 保健所長は、前項の確認に併せ、当該参加店の協力を得て次の各号の実施について確認するとともに、当該内容について市民への情報提供を行う。

- (1) 地産地消 仙台産，宮城県産の食材料を使用し，表示する。
- (2) 食材情報 使用する食材料の産地を表示する。
- (3) アレルギー食材情報 アレルギーに関する食材料の使用を表示する。

(登録及びステッカー交付)

第6条 保健所長は，前条第2項による確認の上，届出内容が適切に実施されていると認める時は，当該届出を行った飲食店等を「食で健康サポート店」の参加店として登録し，ステッカーを交付する。

(変更及び辞退の届出)

第7条 「食で健康サポート店」の参加店は，第5条による届出内容に変更があった場合は，速やかに変更届（様式2）を保健所長に提出する。

2 保健所長は，参加店から前項による変更届の提出があった場合は，当該変更内容について適切に実施されていることを確認する。

3 「食で健康サポート店」の参加店は，その参加を辞退する場合は，辞退届（様式3）を保健所長に提出する。

4 保健所長は，参加店から前項による辞退届の提出があった場合は，当該内容について確認の上，登録を抹消する。

(取組状況の確認)

第8条 保健所長は，必要に応じ，栄養成分表示等の取組状況を確認し，もしくはその必要性を啓発するため，職員を派遣して登録施設を訪問させることができる。

(啓発普及)

第9条 保健所長は，この事業の実施に当たり，市民や対象施設に対し栄養成分表示等に関する講習等を実施し，「食で健康サポート店」推進事業の啓発普及に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか，「食で健康サポート店」事業の実施について必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要領は，平成27年9月1日から実施する。

(仙台市「健康づくりサポート店」推進事業実施要領の廃止)

2 仙台市「健康づくりサポート店」推進事業実施要領（平成14年8月20日健康福祉局長決裁）は，廃止する。

(経過措置)

3 この要領の実施の日（以下「実施日」）の前日において，実施日に廃止された仙台市「健康づくりサポート店」推進事業実施要領に基づく参加店の市民への情報提供は，平成27年12月31日まで行う。